

議案第 1 2 7 号

山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

山陽小野田市農業集落排水施設条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

名称	処理区	処理場の位置
仁保の上地区農業集落排水施設	有帆地区	山陽小野田市大字有帆 2 2 1 7 番地 1
福田地区農業集落排水施設	福田地区	山陽小野田市大字埴生 1 7 2 番地 8

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第127号参考資料

山陽小野田市農業集落排水施設条例新旧対照表

改正後			改正前		
(設置) 第2条 (略) 2 排水施設の名称、区域及び位置は、次のとおりとする。			(設置) 第2条 (略) 2 排水施設の名称、区域及び位置は、次のとおりとする。		
名称	処理区	処理場の位置	名称	処理区	処理場の位置
仁保の上地区農業 集落排水施設	有帆地区	山陽小野田市大字有帆2217 番地1	小野田西地区農業 集落排水施設	西高泊地 区	山陽小野田市大字西高泊358 5
福田地区農業集落 排水施設	福田地区	山陽小野田市大字埴生172番 地8	仁保の上地区農業 集落排水施設	有帆地区	山陽小野田市大字有帆2217 -1
			福田地区農業集落 排水施設	福田地区	山陽小野田市大字埴生172番 地の8